

宮崎県の対応方針（改訂案）

令和2年7月3日
(下線部が主な改訂部分)

資料5

1. 基本的な考え方

(1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。

(2) 県内で圏域（二次医療圏単位（※1））ごとに、新規感染者などを目安にして、国の専門家会議が指摘する地域（(A)～(C)）への該当性を判断して対応を示し（宮崎県独自）、県民に速やかな行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

※1 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域
④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域

※2 圏域ごとの状況は、迅速に県HPで公表

圏域ごとの感染状況	一例
(A) 感染未確認地域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない
(B) 新規感染者が限定的な地域	・新規感染者が一定に収まっている
(C) 感染状況が厳しい地域	・新規感染者の増加又は感染経路不明の例が続発（直近1週間）又は感染集団（クラスター）の発生

2. 圏域ごとの感染状況と対応例

圏域ごとの感染状況の区分		対応例		
		県民の方の圏域内の外出	県主催のイベント等(※3)	県有の公の施設
(A) 感染未確認地域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	○原則、自粛なし	○実施(別紙)	○開館
(B) 新規感染者が限定的な地域	・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に(過去のクラスター発生施設等に注意)	○状況に応じ、実施(屋内で50人以上のものは控えるなど、規模縮小を含む)	○状況に応じ、開館(入場制限などの利用制限)
(C) 感染状況が厳しい地域	・新規感染者の増加、感染経路不明の例が続発(直近1週間)又は感染集団(クラスター)の発生	○原則、自粛	○原則、中止又は延期	○原則、閉館又は利用制限

※3 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する。実施等する場合、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加に注意。実施等に当たり、感染対策の工夫などについて県福祉保健部が相談に応じる。

※4 市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

3. 県独自の緊急事態宣言

更なる感染拡大の場合	県全域における ・新規感染者又は感染経路不明の例の急増(直近1週間) ・クラスターの続発 ・入院病床稼働率の逼迫 等	県独自の緊急事態宣言を発出し、圏域区分(C)の対応及びその他の必要な対応を県下全域で実施
------------	---	--

4. 警報レベル



(1) 県内について

表示		警報発表目安	
	レベル0 (持続的な警戒)	感染者のすべての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	・すべての圏域が圏域区分(A)
	レベル1 (警報)	各圏域において、新規感染者が一定に収まっている	・圏域区分(B)が1~2圏域
	レベル2 (特別警報)	各圏域において、①新規感染者の増加、感染経路不明の例が続発(直近1週間)又は②感染集団(クラスター)の発生	・圏域区分(B)が3圏域以上 又は圏域区分(C)が1圏域以上
	レベル3 (緊急事態宣言)	県全域において、①新規感染者又は感染経路不明の例の急増(直近1週間)、②クラスターの続発、③入院病床稼働率の逼迫	

※警報レベルは県庁ホームページのトップページで、圏域毎の感染状況は県ホームページ(新型コロナウイルス感染症対策特設サイト)にて表示する。

※県ホームページ(新型コロナウイルス感染症対策特設サイト)の表示例

レベル2
(特別警報)

【凡例】

- 感染未確認地域
- 新規感染者が限定的な地域
- 感染状況が厳しい地域

	令和〇年〇月〇日現在	
	前週(計)	今週(直近1週間計)
新規感染者数	〇人	〇人
感染経路不明数	〇人	〇人
入院病床稼働率		〇%

発信方法

- 県ホームページ(新型コロナウイルス感染症対策特設サイト)
- SNS(Twitter、Facebook等)でレベル変更の都度発信
- 報道機関への資料提供

(2) 県外について

感染流行地域（当該自治体における外出自粛要請などの対応が採られた地域を指す）への往来は慎重に。

5. 持続的な警戒態勢

- ・全ての事業者に対して、県が先行的に独自に示したガイドライン（改訂版）や業界の全国組織が示した業種別ガイドラインを参考に、ガイドラインを作成・実践することを要請する。
- ・各施設・事業所で感染者が確認された場合、再発防止策の検証・徹底を要請する。
- ・クラスター発生施設等（接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケ等）の場合は、その感染状況に応じて、必要な範囲で同業種施設も含め営業自粛等を要請する（詳細は県と協議）。
- ・県民に、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。

6. その他

高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合、当該施設等に営業自粛等を要請する（詳細は県と協議）。

7. 適用

令和2年5月26日付け宮崎県対応方針を改正し、令和2年7月3日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。